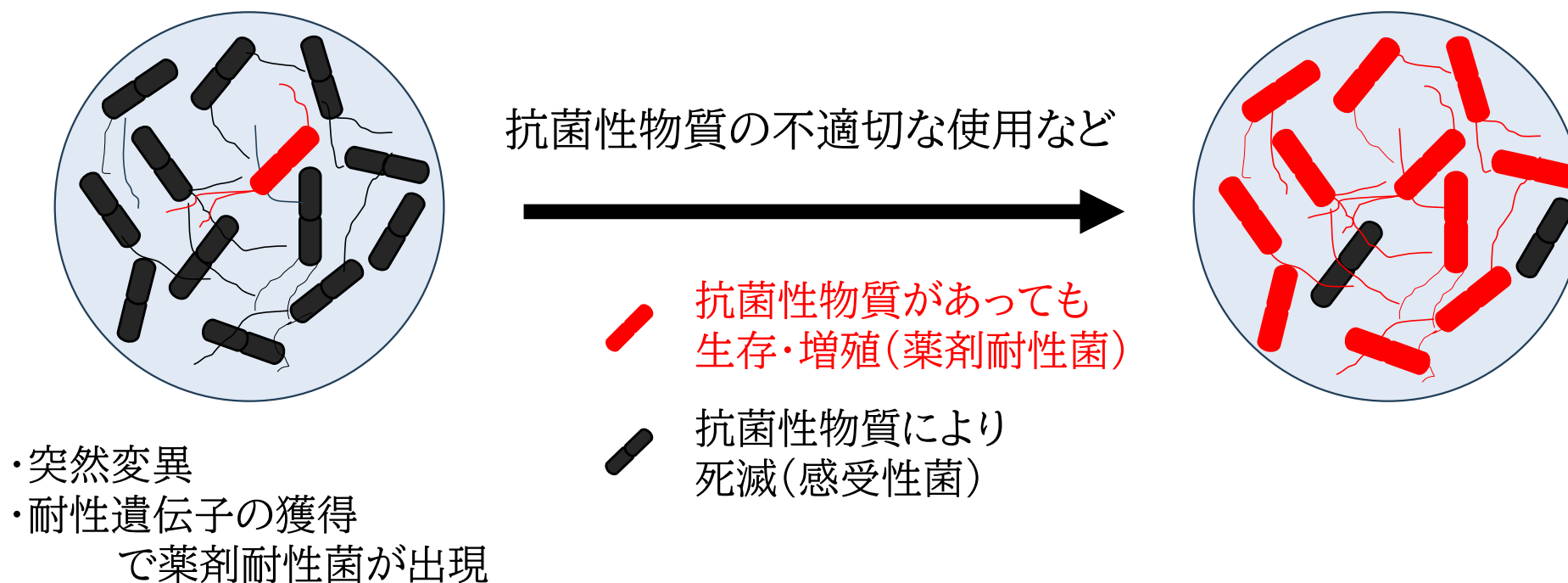


抗菌性飼料添加物をめぐる状況 について

薬剤耐性とは

薬剤耐性とは、抗菌性物質に対する、細菌の抵抗性のこと。
そのような細菌を**薬剤耐性菌**という。

薬剤耐性菌は、抗菌性物質を使わなくても自然界に存在

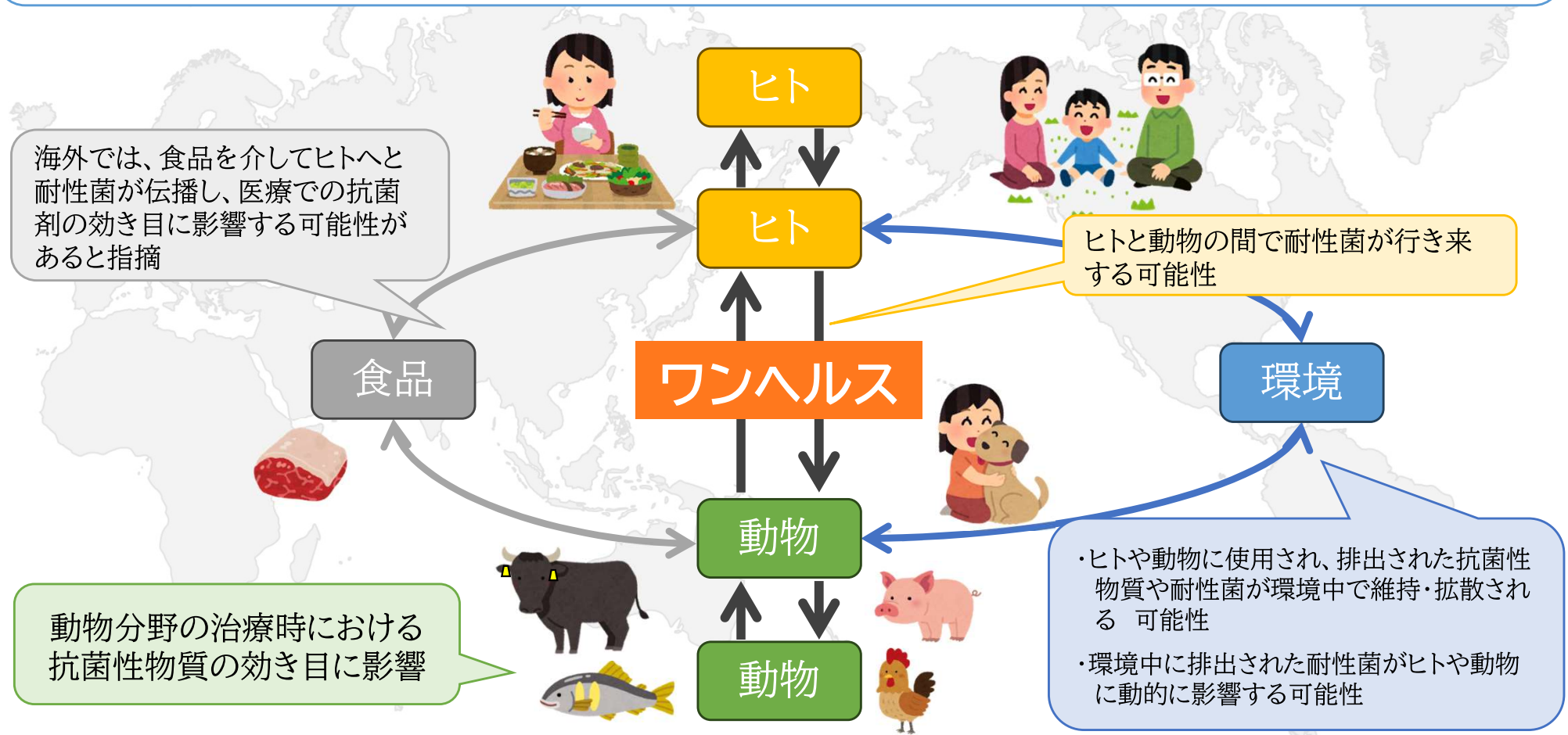


薬剤耐性をめぐる情勢(主要なもののみ)

- 1969年、英国でスワン・レポート発表
- 1975年、飼料安全法の改正(家畜に使用する抗菌性物質を動物用医薬品と飼料添加物として別々に規制)
- 1980年代以降、抗菌薬の不適切な使用により人医療での薬剤耐性菌問題が表面化(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)、バンコマイシン耐性腸球菌など。)
- 1997年、アボパルシンなどについて、飼料添加物としての指定を取消
- 2003年12月 農林水産省から**食品安全委員会**に対し、飼料添加物又は動物用医薬品として使用される抗菌性物質を家畜に使用した場合に**選択される薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に及ぼす影響について評価(食品健康影響評価)**を依頼
- 2015年5月 世界保健機関(WHO)が「**薬剤耐性に関する国際行動計画(グローバルアクションプラン)**」を策定
加盟各国に、国家行動計画を策定することを要求
- 2016年4月 **薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2016-2020)**策定
(2016年4月5日国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議決定)
- 2022年3月 WHO、国連食糧農業機関(FAO)、国際獣疫事務局(WOAH)の3者協定に国連環境計画(UNEP)が参画し、4者協定(Tripartite)となり、薬剤耐性対策で協働
- 2023年4月 **薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)**策定
(2023年4月7日国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等閣僚会議決定)

薬剤耐性問題と動物分野の関わりは？

- 抗菌性物質は、動物分野では動物用医薬品や飼料添加物として使用。
- 動物の健康を維持し、良質な畜産物の安定供給のために抗菌性物質の使用は不可欠。
- 人の医療で発生した薬剤耐性菌による影響のほか、動物への抗菌性物質の使用により薬剤耐性菌が増加すると、動物の治療を困難にするだけでなく、人の感染症の治療を困難にすることが懸念。



ヒト、動物、環境を一体のものとする、**ワンヘルス**という考え方で対策する必要

薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン2016-2022の概要

- 2016.4.5に関係閣僚会議で決定
 - ✓ 内容:WHOの国際行動計画を踏まえ、関係省庁・関係機関等がワンヘルス・アプローチの視野に立ち、協働して集中的に取り組むべき対策をまとめたもの
 - ✓ 期間:5年間(2016~2022※) ※新型コロナウイルス感染症の発生に伴い延長
 - ✓ 構成:次の6つの分野の目標ごとに、戦略や具体的な取組等を盛り込む
 - ①普及啓発・教育 ②動向調査・監視 ③感染予防・管理
 - ④適正使用 ⑤研究開発・創薬 ⑥国際協力
 - ✓ 成果指標:動物分野では、3種類の抗菌薬(テトラサイクリン、第3世代セファロスポリン及びフルオロキノロン)に対する健康家畜由来大腸菌の薬剤耐性率(畜種平均)を成果指標として設定。

動物分野の成果指標の動向(耐性率%)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020(目標値)
テトラサイクリン	40.8	39.8	47.6	40.8	43.6	44.3	45.0	
第3世代 セファロスポリン	1.9	0.7	2.4	2.1	1.1	2.1	1.4	
フルオロキノロン	7.0	3.9	7.1	5.6	6.6	6.8	6.9	

耐性率は低下していない。

33%以下

2020年における
G7各国の数値と同
水準

2020年における
G7各国の数値と同
水準

G7各国と同水準で維持

薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン
National Action Plan on Antimicrobial Resistance
2016-2020

平成 28 年 4 月 5 日
国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議

食品の安全を確保する仕組み

リスク
アナリシス

→ Codex、WOAHの国際基準
に基づく考え方

